

女性特有がん検診推進事業

子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配布

この事業は、平成22年度に菊陽町が実施するがん検診のうち、子宮頸がん検診と乳がん検診の受診促進と、がんの早期発見および正しい健康意識の普及啓発により、健康の保持増進を図ることを目的に実施します。

特定の年齢に達した女性には、「検診手帳」と「無料クーポン券」を5月下旬に配布しています。

●無料クーポン券で受けられる検診

- ① 6月実施の菊陽町総合健診(子宮頸がん・乳がん)
- ② 10月実施予定の菊陽町がん検診(子宮頸がん・乳がん)
- ③ 10月実施予定の指定医療機関での個別検診(子宮頸がんのみ)
- ④ 12月～2月実施の熊本県総合保健センターでの個別検診(子宮頸がん・乳がん)

※菊陽町が実施するがん検診(右の①～④の検診)以外は無料クーポン券の対象とはなりませんのでご注意ください。

●対象者

無料クーポン券は、対象者(下記参照)のうち、平成22年4月20日現在で菊陽町民の人にお送りします。

●検診の申し込み

今回の検診を希望する人は、事前に申し込みが必要です。すでに配布している「検診手帳」で申込方法を必ず確認し、お申し込みください。

子宮頸がん無料クーポン券配布対象者

前年度到達年齢	生年月日
20歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日
25歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
30歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
35歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日

乳がん検診無料クーポン券配布対象者

前年度到達年齢	生年月日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
45歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
50歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
55歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日
60歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日

問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎232-4912

在宅で介護をしているご家族へ町が支援します

町では、日常生活で重度の要介護状態にある高齢者を在宅で常時介護している家族の精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品購入費助成事業を実施しています。

まだ、申請をされていない人は、お問い合わせください。

なお、支給対象者は在宅で介護している家族に限ります。

介護用品購入費助成事業

- 対象要件
介護保険要介護認定で、要介護3・4・5と判定され、紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められる人。
※ただし、入院中やひと月のショートステイの利用が20日以上あるなど、助成対象外となる場合があります。
- 助成対象用品
紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤
- 助成額
月額6,250円を限度として助成します。
なお、助成は受給資格認定申請をされた日の属する月の翌月から支給対象となります。

問い合わせ 健康・保険課 介護保険係 ☎232-4912

6月は子ども手当の「現況届」の提出月です!

今まで児童手当を受けていた人で、平成9年4月2日以降に生まれた子ども(中学校1年生以下)を養育している人は、6月1日現在の状況を届け出てもらう必要があります。

現況届を提出する必要がある人は、「現況届」の様式を送付しますので、お手元に届きましたら6月30日(水)までに、福祉課または武蔵ヶ丘支所へ提出してください(土・日曜日を除きます)。

現況届に必要な添付書類

- 受給者の健康保険証(写し)
- (受給者は子どもではありません) ※ただし、菊陽町の国民健康保険に加入している人は、提出の必要はありません。

- その他必要に応じて提出する書類
…子どもと別居している場合
「監護・生計同一申立書」
「子どもの世帯全員の住民票謄本(筆頭者・本籍・続柄記載のもの)」



現況届を提出しないと

平成22年6月分以降の子ども手当は、現況届が提出されるまで支給されません。

なお、現況届が提出されないまま2年を経過すると、子ども手当を受ける権利は時効により消滅します。

手続きはお早めに

平成7年4月2日以降に生まれた子どもを養育している人で、まだ子ども手当の手続きが終わっていない人は、お早めに手続きを行ってください。

※今まで児童手当を受給していた子どもの方は、手続きは不要です。

問い合わせ 福祉課 子育て支援係 ☎232-4913

退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業すると、役場で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、平成22年度は月額15,100円の保険料を納めることになります)。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも免除された期間は

老齢年金の受給資格期間の25年に算入され、老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間にも算入されます。

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した人は、**特例免除制度**を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。

ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に該当すれば、申請によって免除が認められます。

- 手続きに必要なもの
①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
②認め印
③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し
(雇用保険受給資格者証、離職票など)

年金のことで分からないことがあったら?

年金出張相談所でご相談ください



- 最寄りの開設場所 大津町役場
- 日 時 6月16日(水) 午前10時～午後3時

問い合わせ 町民課年金係 ☎232-4912 熊本西年金事務所 ☎355-3261